

平成31年4月4日

保護者様

まさきこども園
園長 榎田 昭裕

園での薬の対応について

園での薬の対応については、本来は保護者が与えるべきものですが、やむをえず保護者が与えることができない場合は、保護者からの下記の「連絡票」と病院からの「処方箋」を頂いた上で協力させていただきます。

ただし、薬は園児を診察した医師が処方し調剤した薬か、あるいは医師の処方によって薬局で調剤したもので、保護者の個人的な判断で持参した薬（市販のもの）や期限の切れた薬は、園としては対応出来ません。持参した薬には必ず園児名と日付と投与時間を明記して下さい。

また、診察を受ける時に、園では原則として薬を取り扱わないことを主治医にお伝え下さい。

- ※ 水薬は必ず1回分ずつ小分けして下さい。
- ※ 出来れば朝夕の2回に分けて頂ける様ご相談下さい。
- ※ 原則として座薬は使用致しません。
- ※ 初回は下記の連絡票をお使い下さい。連絡票が必要な方は、園に用意してありますので申し出て下さい。もし、連絡票がない場合は飲ませる事が出来ませんのでご了承下さい。

きりとりせん

連絡票 (保護者記載用)

(令和 年 月 日) ※①～⑥については必ず記入のこと

依頼先 (園名)	まさきこども園					
依頼者 (保護者名)	印		(連絡先)			
(クラス名)			(園児名)			
主治医			(電話番号)			
	(病院・医院)			
	① 持参した薬は 年 月 日に処方					
該当に○印	② 保管は 室温・冷蔵庫・その他 ()					
	③ 薬の剤型 粉・液 (シロップ)・外用薬・(点眼薬) (その他)					
	④ 薬の内容 抗生物質・咳止め・下痢止め・風邪薬・外用薬・(坐薬) (その他)					
	⑤ 投薬時間 食前 食間 食後 (その他)					
⑥ 外用薬などの使用法						
⑦ その他の注意事項						
職員記入欄						
受領者						備考
実施日						
実施者						
☆薬の投薬については依頼者の責任とします						

- ※ 薬は必ず保護者が直接手渡しで職員にお渡し下さい。
- ※ 入園当初は忙しく担任が忘れることを心配な方は投与の時間に電話して下さい。